

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例手続きの流れ

●条例の目的

(条例第1条)

携帯電話等中継基地局の設置等に伴う住環境をめぐる紛争が生じていることにかんがみ、事業者が近接住民等に対し事前に携帯電話等中継基地局の設置等について説明する責任を明確にし、もって市民と事業者との紛争を未然に防止すること。

(条例第6条)

設置等工事着手の60日前までに、携帯電話等中継基地局設置等計画届出書(第1号様式)を市に提出

(条例第7条)

近接住民への説明

基地局の高さの2倍の範囲
(建物に設置の場合は2倍の範囲であって建築物の敷地に隣接する者)

【説明内容】

設置等の工事の計画の概要

- ① 設置計画の内容
- ② 電波に関する事項
- ③ 工事中の安全対策

(条例第7条)

地縁団体を代表する者に説明

近接住民の属する地縁団体の代表者

【説明内容】

設置等の工事の計画の概要

- ① 設置計画の内容
- ② 電波に関する事項
- ③ 工事中の安全対策

概要説明、周知に必要な資料の提供
(必要に応じ)

(条例第7条)

地縁団体に説明会の要望を確認

要望あり

要望なし

(条例第7条)

近接住民説明実施報告書
(第2号様式)を市に提出

(条例第7条)

地縁団体への説明会開催後の翌日から起算して10日以内に地縁団体説明実施報告書(第3号様式)を市に提出

(条例第7条)

地縁団体説明実施報告書
(第3号様式)を市に提出

(条例第8条)

報告書の開示
(報告書の開示を当該近接住民から求められたとき)

(条例第8条)

一般の閲覧
(説明会を開催した翌日から起算して21日を経過する日まで一般閲覧ができます)

60日

設置等の工事の着手

基地局の使用を開始した場合は、携帯電話等中継基地局使用開始届出書(第5号様式)を市に提出

※計画を取りやめようとするときは、携帯電話等中継基地局設置等計画廃止届出書(第4号様式)を市に提出